

# 大阪府後期高齢者医療広域連合事務分掌規則

〔平成19年1月17日  
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第2号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合事務分掌条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第3号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事務分掌等について、必要な事項を定めるものとする。

(内部組織)

第2条 条例第1条に掲げる課の内部組織は、次のとおりとする。

総務企画課

総務係

経理企画係

資格管理課

資格係

保険料係

給付課

給付係

事業係

健康長寿係

(事務分掌)

第3条 前条に規定する係の事務分掌は、次のとおりとする。ただし、広域連合長が必要と認めるときは、当該分掌以外の事務を取り扱わせることができる。

総務係

- (1) 広域連合長等の秘書に関すること。
- (2) 広域連合の組織に関すること。
- (3) 職員の人事、給与、服務等に関すること。
- (4) 広報・公聴に関すること（経理企画係の所管に関するものを除く。）。
- (5) 文書の收受、保管等に関すること。
- (6) 公印の使用に関すること。
- (7) 条例、規則等の審査及び公布に関すること。
- (8) 情報の公開に関すること。
- (9) 個人情報保護に関すること。
- (10) 広域連合議会に関すること。
- (11) 行政委員会に関すること。
- (12) 事務局の庶務に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、他課及び課内の他係の主管に属しないこと。

#### 経理企画係

- (1) 広域連合の予算その他の財務及び出納に関すること。
- (2) 事務の総合調整・企画に関すること。
- (3) 広域計画の立案に関すること。
- (4) 広報（しおり、その他印刷物の作成に限る。）に関すること。

#### 資格係

- (1) 被保険者の資格管理に関すること。
- (2) 資格確認書等の交付に関すること。
- (3) 後期高齢者医療広域連合電算処理システムに関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

#### 保険料係

- (1) 保険料率の決定に関すること。
- (2) 保険料の賦課に関すること。
- (3) 保険料の収納支援に関すること。

#### 給付係

- (1) 後期高齢者医療給付に関すること。
- (2) レセプトの審査・点検に関すること。
- (3) 現金給付に係る審査・支払に関すること。
- (4) 一部負担金の負担割合相違に関すること。
- (5) 被保険者の資格喪失後受診に関すること。

#### 事業係

- (1) 給付課の予算・決算に関すること。
- (2) レセプトの開示等に関すること。
- (3) 第三者行為求償に関すること。
- (4) 医療費適正化に関すること。
- (5) 現物給付に係る支払に関すること。
- (6) 債権の管理に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。

#### 健康長寿係

- (1) 高齢者保健事業に関すること。

（職の設置）

第4条 事務局に置く職員（臨時の者及び非常勤の者を除く。）の職は、次のとおりとする。

- (1) 事務局に事務局長及び次長
- (2) 課に課長及び課長補佐
- (3) 係に係長

2 前項に定めるもののほか、広域連合長が必要と認めるときは、事務局に参事、主幹及び主査を置くことができる。

（職務）

第5条 事務局長は、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

- 2 次長は、事務局長を補佐する。
- 3 課長は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 課長補佐は、課長を補佐するとともに、上司の命を受け、担当事務を掌理する。
- 5 係長は、上司の命を受け、係の分掌事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。
- 6 その他の職員は、上司の命を受け、担当事務の処理に当たる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第5号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第3号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第9号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第9号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第19号）

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

附 則（令和6年規則第20号）

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

附 則（令和7年規則第8号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。